



発行 新潟県

第 30 号

令和5年4月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 463 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 464 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 465 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 466 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 467 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 468 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 469 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 470 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 特定農業用ため池の指定（農地建設課）
- 特定農業用ため池の指定解除（農地建設課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局管理規程

- 14 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）

病院局公告

- 特定調達契約の契約者等（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 50 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 51 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 52 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 53 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）
- 54 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 55 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 56 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 57 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 58 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 59 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 60 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

労働委員会告示

- 3 新潟県労働委員会あっせん員候補者（労働委員会事務局総務課）



◎新潟県告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	阿賀野市分田886番地	松田 昭悦 (理事長)
〃	〃 千唐仁151番地6	市川 英敏
〃	〃 五郎巻1669番地	小林 忠孝
〃	〃 久保1236番地	三留 浩一
〃	〃 下黒瀬1705番地	近藤 壽一
〃	〃 発久209番地	中山 一巳
〃	〃 水原1578番地	小林 隆司
〃	〃 堀越602番地の1	齋藤 正人
〃	〃 箸木免679番地	青木 隆文
〃	〃 高田72番地1	波多野 清
〃	〃 上一分1077番地	泉 繁美
監事	〃 百津町1番14号	小野 秀雄
〃	〃 福井853番地	小菅 富清
〃	〃 月崎736番地	仁多見 仁

就任年月日 令和5年4月1日

2 退任

理事	阿賀野市分田886番地	松田 昭悦 (理事長)
〃	〃 発久209番地	中山 一巳
〃	〃 高田72番地1	波多野 清
〃	〃 五郎巻1669番地	小林 忠孝
〃	〃 中央町1丁目4番9号	加藤 伸二
〃	〃 堀越602番地の1	齋藤 正人
〃	〃 久保1236番地	三留 浩一
〃	〃 下黒瀬1705番地	近藤 壽一
〃	〃 千唐仁179番地	斎藤 勝利
〃	〃 上一分1077番地	泉 繁美
監事	〃 箸木免679番地	青木 隆文
〃	〃 百津町1番14号	小野 秀雄
〃	〃 福井853番地	小菅 富清

退任年月日 令和5年3月31日

◎新潟県告示第464号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新発田市の川東土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

監事	新発田市板山34番地	長谷川 治伸
----	------------	--------

就任年月日 令和5年4月6日

◎新潟県告示第465号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の川東土地改良区の定款の変更を令和5年4月10日認可した。

令和5年4月18日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北蒲原郡聖籠町の聖籠土地改良区の定款の変更を令和5年4月10日認可した。

令和5年4月18日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営町田地区農用地保全施設整備（防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月18日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年4月19日から令和5年5月19日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び吉川区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営南沢地区農用地保全施設整備（防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月18日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年4月19日から令和5年5月19日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び吉川区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第469号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営今池地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月18日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年4月19日から令和5年5月19日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第470号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営田中・中条地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月18日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年4月19日から令和5年5月19日まで

3 縦覧に供する場所

糸魚川市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子データ等作成業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年4月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 案件の名称

電子データ等作成業務

(2) 案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和8年5月31日(水)

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和5年4月18日(火)から令和5年4月24日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎4階
新潟県知事政策局ICT推進課

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年5月8日(月)午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (3) 競争入札に係る指名停止処分期間中でないこと。
- (4) 5に定めるところにより、入札参加申請書等を提出している者であること。
- (5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和5年4月18日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加申請書等を作成し、提出しなければならない。

なお、契約担当者(新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第35条第1項に定める契約担当者をいう。)から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

この場合において、以下により競争入札参加申請書等を提出しなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 令和5年4月28日(金) 午後5時15分まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎4階
新潟県知事政策局ICT推進課
- ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 審査結果

入札参加資格確認申請書及び添付資料に基づき審査を行い、入札参加の可否を令和5年5月2日(火)までに連絡する。なお、審査の結果、不適合となった場合は、入札に参加することができない。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5に定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める日の前日(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 入札は固定払委託料及び入力単価(英数カナ、漢字)で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、固定払委託料及び入力単価(英数カナ、漢字)の両単価がそれぞれ予定価格の範囲内であり、かつ、固定払委託料にあつては、契約期間(36か月)、入力単価(英数カナ、漢字)にあつては契約期間(36か月)におけるレコード見込数を乗じて得た金額の合計額が最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札

- (3) 財務規則第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

入札書に記載された金額に、固定払委託料にあたっては、契約期間（36か月）を入力単価（英数カナ、漢字）にあたっては契約期間（36か月）におけるレコード見込数を乗じて得た金額を契約月数（36か月）で除し、それに12を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札書に記載された金額に、固定払委託料にあたっては、契約期間（36か月）を入力単価（英数カナ、漢字）にあたっては契約期間（36か月）におけるレコード見込数を乗じて得た金額を契約月数（36か月）で除し、それに12を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 暴力団等の排除

- ア 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。
- イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(3) その他

- ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ その他詳細は、入札説明書による。
- ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

特定農業用ため池の指定について（公告）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池に指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月18日

新潟県知事 花 角 英 世

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
新開堤	十日町市 仁田3201-1, 3320-2	令和5年3月31日
仁王谷	柏崎市 大字吉井5928	令和5年3月31日
孤立貯水池	上越市 板倉区孤立1669	令和5年3月31日
下溜	上越市 吉川区大賀192	令和5年3月31日
前田	上越市 牧区川井沢前田	令和5年3月31日
山田	上越市 牧区東松ノ木721	令和5年3月31日
茅場の池	上越市 大島区中野萱場718-1	令和5年3月31日
松林	上越市 牧区今清水宇松林	令和5年3月31日
上池	上越市 板倉区孤立陣木林1642	令和5年3月31日
堂ヶ入池	上越市 柿崎区上小野正條239	令和5年3月31日
大下溜池	上越市 吉川区尾神1745	令和5年3月31日
ヨジク溜	上越市 吉川区石谷ヨジク565-1	令和5年3月31日
べ切溜	上越市 三和区所山田御供田671	令和5年3月31日
牛ヶ首	上越市 名立区名立大町2445	令和5年3月31日

塩谷	上越市	名立区名立大町2180	令和5年3月31日
大峯	上越市	安塚区石橋字中山	令和5年3月31日
大峯上池	上越市	安塚区石橋字中山	令和5年3月31日
岩野溜池	上越市	板倉区福王寺字岩野	令和5年3月31日
丹原池	上越市	大字丹原60番地	令和5年3月31日
5号溜池	上越市	大字上宇山6-1	令和5年3月31日
ケサンガ入溜	上越市	吉川区福平	令和5年3月31日
折居平池	上越市	牧区折居	令和5年3月31日
高所の池	上越市	牧区吉坪	令和5年3月31日
第1号溜池	上越市	大字下宇山岩の原	令和5年3月31日
岡田池	上越市	清里区馬屋	令和5年3月31日
大堤	佐渡市	徳和3920-3	令和5年3月31日

特定農業用ため池の指定解除について（公告）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定した、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月18日

新潟県知事 花角 英世

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の解除の年月日
大谷ため池	加茂市 大字上大谷字沢相699番	令和5年3月31日
軽井沢	小千谷市 大字池ヶ原字軽井沢475	令和5年3月31日
干溝ため池	魚沼市 干溝1453	令和5年3月31日
別当の池	魚沼市 七日市新田623-3	令和5年3月31日
宮裏溜池①（しづ田沢溜池）	魚沼市 三淵沢1212-1	令和5年3月31日
宮裏溜池②（牛頭天王の堤）	魚沼市 三淵沢965-1	令和5年3月31日
大谷内田	魚沼市 長島甲2122-2	令和5年3月31日
上山のため池	十日町市 姿甲2849-2	令和5年3月31日
上ノ山	上越市 牧区東松ノ木513	令和5年3月31日
深田溜	上越市 吉川区尾神195	令和5年3月31日
上小原山	上越市 牧区上小原山552	令和5年3月31日
十六山	上越市 牧区宮口字十六山十六山444	令和5年3月31日
甲	糸魚川市 大字藤崎	令和5年3月31日
乙	糸魚川市 大字藤崎	令和5年3月31日
西山1号	糸魚川市 大字平字西山1469	令和5年3月31日
西山2号	糸魚川市 大字平字西山1419	令和5年3月31日
九郎右エ門	糸魚川市 大字藤崎山ビラ	令和5年3月31日
仲野池	佐渡市 新徳瓜生屋945	令和5年3月31日
家の後ろ	佐渡市 羽茂大石951-3	令和5年3月31日

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、警察官用被服類の製造請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和5年4月18日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

ア	男性警察官用冬服上衣	293着
	〃 冬服ズボン	462本
	〃 冬活動服	363着
イ	女性警察官用冬服上衣	93着
	〃 冬活動服	101着
	〃 冬服ベスト	35着
	〃 冬服ズボン	132本
ウ	男性警察官用合服上衣	171着
	〃 合服ズボン	552本
	〃 合活動服	231着
エ	女性警察官用合服上衣	67着
	〃 合活動服	91着
	〃 合服ベスト	39着
	〃 合服ズボン	104本
	〃 制服用ワイシャツ	373着
オ	男性警察官用防寒服（Ⅰ種）上衣	1着
	〃 ズボン	88本
	〃 （Ⅱ種）上衣	196着
	女性警察官用防寒服（Ⅰ種）上衣	3着
	〃 ズボン	36本
	〃 （Ⅱ種）上衣	53着
カ	男性警察官用冬帽子	89個
	警察官用冬活動帽子	316個

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、上記(1)ア～カの件名ごとに、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、上記(1)ア～カの件名ごとに、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品及び数量を納入期限までに確実に納入し得ると認められた者であること。
- (5) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和5年6月8日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和5年6月9日(金) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和5年4月24日(月)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和5年5月12日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

1. (1) Men's winter police jackets - 293
- (2) Men's winter police trousers - 462
- (3) Men's winter police workwear - 363
2. (1) Women's winter police jackets - 93
- (2) Women's winter police workwear - 101

- (3) Women' s winter police vests - 35
- (4) Women' s winter police trousers - 132
- 3. (1) Men' s spring/autumn police jackets - 171
- (2) Men' s spring/autumn police trousers - 552
- (3) Men' s spring/autumn police workwear - 231
- 4. (1) Women' s spring/autumn police jackets - 67
- (2) Women' s spring/autumn police workwear - 91
- (3) Women' s spring/autumn police vests - 39
- (4) Women' s spring/autumn police trousers - 104
- (5) Women' s police uniform shirts - 373
- 5. (1) Men' s winter police clothes (Type I) coats - 1
- (2) Men' s winter police clothes (Type I) trousers - 88
- (3) Men' s winter police clothes (Type II) coats - 196
- (4) Women' s winter police clothes (Type I) coats - 3
- (5) Women' s winter police clothes (Type I) trousers - 36
- (6) Women' s winter police clothes (Type II) coats - 53
- 6. (1) Winter Uniform Cap for Male Police Officers - 89
- (2) Winter Duty Cap for Police Officers - 316
- (2) Deadline for bid participant applications:
 - 5 : 00P.M. May 12, 2023 (Fri.)
- (3) Date of bid opening:
 - 1 : 30P.M. June 9, 2023 (Fri.)
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
 - Audit Division
 - Bureau of the Treasury
 - Niigata Prefectural Government
 - 4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570
 - TEL: 025-280-5490
 - E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第14号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月18日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(料金)	(料金)
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～6 （略）	1～6 （略）
7 セカンドオピニオン料	7 セカンドオピニオン料
<u>(1) 対面実施の場合</u>	<u>(1) がんセンター新潟病院</u>
<u>ア がんセンター新潟病院</u>	<u>1件につき 16,500円</u>
1件につき 16,500円	<u>(2) (1)以外の場合</u> 1件につき 11,000円
<u>イ ア以外の場合</u>	
1件につき 11,000円	
<u>(2) オンライン実施の場合</u>	
1件につき 33,000円	
8～39 （略）	8～39 （略）
備考 （略）	備考 （略）

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月19日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和5年4月19日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

病院局公告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月18日

新潟県立柿崎病院長 太田 求磨

- 1 調達件名及び名称
医療情報システム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県立柿崎病院経営課 新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
令和5年3月1日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社BSNアイネット

新潟市中央区米山2丁目5番地1

7 契約金額

92,653,000円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、警備業務及び駐車場管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年4月18日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

(1) 委託案件名

警備業務及び駐車場管理業務

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成29年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 本業務委託に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は、令和5年4月24日（月）午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和5年4月24日（月）に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和5年4月26日(水) 午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階ネットワーク室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、本件入札には最低制限価格を設定する。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務 所の所在地	一以上の市町村等 の区域を単位とし て設けられる支部	届出年月日
参政党新潟第2	今井裕	稲村隆行	新潟県三条市荒町1	○	R5.03.22

県央支部

－12－30モール荒町
201

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿部守男後援会	阿部隆士	阿部正行	新潟県小千谷市大字山本467番地	R5.03.09
岩澤愛後援会	佐藤一	早津由美	新潟県妙高市末広町13番5－11号	R5.03.02
近藤一樹後援会	近藤一樹	近藤一樹	新潟県新発田市豊町2－11－3アスールC	R5.03.09
佐藤みきお後援会	佐藤幹夫	佐藤幹夫	新潟県新潟市西区浦山一丁目4－2	R5.03.14
山王政経研究会	佐藤幹夫	佐藤幹夫	新潟県新潟市西区浦山一丁目4－2	R5.03.17
重山政策会	重山明	重山聡美	新潟県新潟市中央区長嶺町6番1号	R5.03.07
新潟県警備業連盟	舘野功	金田喜久治	新潟県新潟市東区小金町1丁目17番20号	R5.03.08
繁栄する長岡をつくる会	若井正	西脇恵美子	新潟県長岡市千手3－3－24ミニヨンベルウエストサイド202	R5.03.07
廣井良宣後援会	金子正平	廣井律子	新潟県小千谷市ひ生乙1356－6	R5.03.02
みしま崇史後援会	永井義行	三嶋絹代	新潟県柏崎市西山町二田607－1	R5.03.02
八木清美を励ます会	小嶋武	藤野正一	新潟県妙高市大字葎生517番地	R5.03.24
吉村祐一郎後援会	吉村祐一郎	吉村宏人	新潟県新潟市中央区南笹口1－15－27昭和ビル駅南403号	R5.03.03
渡辺なほみ後援会	小嶋恭代	小嶋恭代	新潟県南蒲原郡田上町田上丁1918－89	R5.03.20

◎新潟県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 入広瀬村支部	浅井宏昭	主たる事務所の所在地	新潟県魚沼市大栃山154番地4	新潟県魚沼市穴沢130	R5.03.30
		代表者の氏名	浅井宏昭	大平栄治	R5.03.30
		会計責任者の氏名	浅井正雄	駒形里志	R5.03.30
自由民主党 潟東支部	杉山誠一	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西蒲区遠藤183	新潟県新潟市西蒲区南193	R5.03.27

	代表者の氏名	杉山誠一	星野甚一	R5.03.27
自由民主党 新潟県自動車整備支部	町田一越 会計責任者の氏名	白井一止	石沢龍哉	R4.08.01
自由民主党 新潟県衆議院比例区第二支部	国定勇人 政治団体の名称	自由民主党新潟県衆議院比例区第二支部	自由民主党新潟県第四選挙区支部	R5.03.15
自由民主党 新潟県胎内市第一支部	富樫一成 会計責任者の氏名	山崎克雄	中村秋生	R5.03.06
自由民主党 新潟県新潟市中央区第一支部	小島隆 会計責任者の氏名	金子京子	浅井忠雄	R5.02.01
自由民主党 21世紀新潟をつくる会	藤塚栄司 会計責任者の氏名	宮下克治	関勉	R5.03.10

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
安中聡後援会	安中藤雄	代表者の氏名	安中藤雄	向笠修央	R5.03.27
		会計責任者の氏名	安中聡	安中藤雄	R5.03.27
糸魚川経済人連盟	高瀬吉洋	会計責任者の氏名	北村雄一	田鹿茂樹	R4.11.01
柏木文男後援会	坂爪秀樹	会計責任者の氏名	柏木勝彦	大谷眞	R4.04.06
柄沢ひとし後援会	高橋直樹	代表者の氏名	高橋直樹	田邊博	R5.02.23
虹友会	中島義徳	会計責任者の氏名	中島義徳	桑野健一	R4.04.01
小島たかし後援会	濱口章	会計責任者の氏名	金子京子	浅井忠雄	R5.02.01
小島隆白新後援会	濱口章	会計責任者の氏名	金子京子	浅井忠雄	R5.02.01
坂下よしひで後援会	坂下善英	代表者の氏名	坂下善英	江口隆夫	R4.08.01
佐々木ひとみを育てる会	白木仁	代表者の氏名	白木仁	清野智子	R5.03.15
三条夢倶楽部	宮下奈緒	代表者の氏名	宮下奈緒	熊谷周太	R5.03.29
		会計責任者の氏名	宮下奈緒	熊谷周太	R5.03.29

		氏名			
新発田Uターン促進会	廣岡健二郎	会計責任者の氏名	廣岡健二郎	羽賀康貴	R5.03.17
新未来政策研究会	富樫一成	会計責任者の氏名	山崎克雄	中村秋生	R5.03.06
前進！笠原はるひこに県政をたくす会	笠原晴彦	代表者の氏名	笠原晴彦	阪田憲史	R4.09.30
とがし一成後援会	堀学	代表者の氏名	堀学	笈智也	R5.03.06
		会計責任者の氏名	山崎克雄	中村秋生	R5.03.06
長岡21世紀	猪股和樹	会計責任者の氏名	渡辺将史	平澤渉	R5.01.01
長岡経済人連盟	大原興人	会計責任者の氏名	田中克美	山村雅隆	R4.11.01
新潟県建築士事務所政経研究会	本間裕之	代表者の氏名	本間裕之	坂本忠志	R4.05.19
		会計責任者の氏名	近山富貴	松田道佳	R4.05.19
新潟県歯科衛生士連盟	三富純子	代表者の氏名	三富純子	薄波清美	R5.02.26
新潟県自動車整備政経懇話会	町田一越	会計責任者の氏名	白井一止	石沢龍哉	R4.08.01
早川吉秀後援会	板垣信五郎	代表者の氏名	板垣信五郎	小林弘昌	R4.12.17
樋口浩二後援会	樋口玲	代表者の氏名	樋口玲	中林和芳	R4.12.31
広岡けんじろう新発田未来をつくる会	廣岡健二郎	会計責任者の氏名	廣岡健二郎	佐藤みのり	R5.03.17
深谷しげのぶ後援会	深谷成信	代表者の氏名	深谷成信	樋口紀夫	R5.03.01
藤井秀人後援会	川本正人	代表者の氏名	川本正人	白倉與志司	R5.02.01
星名だいすけ後援会	星名大輔	会計責任者の氏名	青木澄恵	宇都宮正人	R5.03.03
松野けんいちろうを育てる会	猪俣和樹	会計責任者の氏名	大竹貴之	青柳克矢	R5.01.01
村上ゆうぞう後援会	村上雄三	会計責任者の氏名	村上泰規	入澤紀雄	R5.03.15
安武秀敏後援会	山田茂孝	代表者の氏名	山田茂孝	鶴巻大陸	R5.03.15
わかい正後援会	若井正	政治団体の名称	わかい正後援会	わかい正と繁栄する長岡市をつくる会後援会	R5.03.05

◎新潟県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
阿部守男後援会	阿部隆士	R4. 12. 31
おのじま哲雄後援会	富沢恵子	R4. 12. 28
中沢まさこ後援会	中澤眞佐子	R5. 03. 23
なすゆみこ応援の会	永井富寛	R5. 02. 28
新潟県宇都隆史を支える会	森田謹市	R5. 03. 15
樋口浩二後援会	樋口玲	R4. 12. 31
古川原なおと後援会	渡辺弘	R5. 03. 27
松本忠昭後援会	山田貴一	R5. 03. 01
宮島ひろし磊楽会	宮島宏	R3. 12. 31
森山ひでとし応援団	佐藤久雄	R4. 12. 31

◎新潟県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和元年分

(単位 円)

[その他の団体]

阿部守男後援会

報告年月日 05. 03. 09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和2年分

[政党の支部]

自由民主党新潟県港運支部

報告年月日 04. 03. 30

1 収入総額	669, 577
前年繰越額	637, 574
本年收入額	32, 003
2 支出総額	13, 500
3 本年收入の内訳	
寄附	12, 000
団体分	12, 000

本部又は支部から供与された交付金に係る収入	20,000
自由民主党新潟県支部連合会	20,000
その他の収入	3
1件10万円未満のもの	3
4 支出の内訳	
政治活動費	13,500
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	13,500
寄附・交付金	13,500
5 寄附の内訳	
〔団体分〕	
年間5万円以下のもの	12,000

[その他の団体]

阿部守男後援会

報告年月日 05.03.09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和3年分

[政党の支部]

自由民主党朝日支部

報告年月日 05.03.15

1 収入総額	1,083,531
前年繰越額	664,325
本年收入額	419,206
2 支出総額	321,641
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (144人)	139,200
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	190,000
自由民主党新潟県支部連合会	190,000
その他の収入	90,006
1件10万円未満のもの	90,006
4 支出の内訳	
政治活動費	321,641
組織活動費	141,641
選挙関係費	180,000

自由民主党川口町支部

報告年月日 05.03.22

1 収入総額	245,600
前年繰越額	135,600
本年收入額	110,000
2 支出総額	91,250
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (26人)	30,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	80,000
自由民主党新潟県支部連合会	80,000
4 支出の内訳	
政治活動費	91,250

組織活動費	46,250
選挙関係費	45,000

自由民主党新潟県港運支部

報告年月日 05.03.20

1 収入総額	676,080
前年繰越額	656,077
本年收入額	20,003
2 支出総額	13,500
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	20,000
自由民主党新潟県支部連合会	20,000
その他の収入	3
1件10万円未満のもの	3
4 支出の内訳	
政治活動費	13,500
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	13,500
寄附・交付金	13,500

[資金管理団体]

青木太一郎を支援する会

資金管理団体の届出をした者の氏名

青木 太一郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

報告年月日 05.03.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

[その他の団体]

青木太一郎後援会

報告年月日 05.03.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

阿部周夫後援会

報告年月日 05.03.22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

阿部守男後援会

報告年月日 05.03.09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

板倉ひさのり後援会

報告年月日 05.03.13

1 収入総額	0
2 支出総額	0

一の会

報告年月日 05.03.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

おのじま哲雄後援会

報告年月日 05.03.29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小野清一郎後援会

報告年月日 05.03.06

1 収入総額	0
2 支出総額	0

加藤達也後援会

報告年月日 05.03.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

きなみ和也サポーターズクラブ

報告年月日 05.03.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

薫風櫻花塾

報告年月日 05.03.07

1 収入総額	0
2 支出総額	0

坂下よしひで後援会

報告年月日 05.03.08

1 収入総額	0
2 支出総額	0

佐藤ひろし後援会

報告年月日 05.03.13

1 収入総額	155,542
前年繰越額	155,542
2 支出総額	0

新政経調査会

報告年月日 05.03.07

1 収入総額	0
2 支出総額	0

菅井晋一後援会

報告年月日 05.03.17

1 収入総額	49,116
前年繰越額	49,116
2 支出総額	0

高見みか後援会

報告年月日 05.03.07

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田中ともゆき後援会

報告年月日 05.03.27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

鶴巻としきを支援する会

報告年月日 05.03.08

1 収入総額	0
2 支出総額	0

中川隆一後援会

報告年月日 05.03.30

1 収入総額	10,000
前年繰越額	10,000
2 支出総額	0

中山しんじ後援会

報告年月日 05.03.22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

長谷川政弘後援会

報告年月日 05.03.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

星名だいすけ後援会

報告年月日 05.03.03

1 収入総額	0
2 支出総額	0

松本忠昭後援会

報告年月日 05.03.23

1 収入総額	52,000
本年收入額	52,000
2 支出総額	52,000
3 本年收入の内訳	
寄附	52,000
個人分	2,000
政治団体分	50,000
4 支出の内訳	
政治活動費	52,000
機関紙誌の発行その他の事業費	52,000
宣伝事業費	52,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	

年間5万円以下のもの	2,000
〔政治団体分〕	
年間5万円以下のもの	50,000
宮島ひろし磊楽会	
報告年月日 05.03.29(03.12.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
森山ひでとし応援団	
報告年月日 05.03.08	
1 収入総額	2,669
前年繰越額	2,669
2 支出総額	0
横山人美後援会	
報告年月日 05.03.23	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
わたなべ広宣後援会	
報告年月日 05.03.24	
1 収入総額	14,260
前年繰越額	14,260
2 支出総額	0
令和4年分	
〔その他の団体〕	
阿部守男後援会	
報告年月日 05.03.09(04.12.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
おのじま哲雄後援会	
報告年月日 05.03.29(04.12.28解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
樋口浩二後援会	
報告年月日 05.03.27(04.12.31解散)	
1 収入総額	81,996
前年繰越額	81,996
2 支出総額	0
森山ひでとし応援団	
報告年月日 05.03.08(04.12.31解散)	
1 収入総額	2,669
前年繰越額	2,669
2 支出総額	0

◎新潟県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
-----------------------	-------	-----------	------------	-------

笠原晴彦	県議会議員	前進!笠原はるひこに県政をたくす会	新潟県柏崎市加納864番地1	R4.09.30
------	-------	-------------------	----------------	----------

若井正	市議会議員	わかい正後援会	新潟県長岡市千手3-3-24ミニヨンベルウエストサイド202	R5.03.05
-----	-------	---------	--------------------------------	----------

◎新潟県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成30年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第79号の一部を次のとおり改める。

令和5年4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和5年3月14日

政治団体の名称 自由民主党新潟県参議院選挙区第二支部

(報告年月日 平成30年2月23日)中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	55,867,252	54,558,502
本年收入額	30,762,522	29,453,772
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費	(1,027人) 1,308,750	

◎新潟県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和元年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第48号の一部を次のとおり改める。

令和5年4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和5年3月14日

政治団体の名称 自由民主党新潟県参議院選挙区第二支部

(報告年月日 平成31年2月28日)中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	57,282,809	54,650,309
前年收入額	29,645,917	28,337,167
本年收入額	27,636,892	26,313,142
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費	(1,036人) 1,323,750	

◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報

告があったので、令和2年7月10日付け新潟県選挙管理委員会告示第12号の一部を次のとおり改める。

令和5年4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和5年3月14日

政治団体の名称 自由民主党新潟県参議院選挙区第二支部

(報告年月日 令和2年2月3日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	70,352,711	66,400,961
前年収入額	28,053,768	25,421,268
本年収入額	42,298,943	40,979,693
2 支出総額	70,352,711	66,400,961
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(1,034人) 1,319,250	
4 支出の内訳		
政治活動費	50,581,241	46,629,491
寄附・交付金	37,322,456	33,370,706

◎新潟県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和2年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第35号の一部を次のとおり改める。

令和5年4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和5年2月17日

政治団体の名称 塚田一郎後援会

(報告年月日 令和2年5月26日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	79,213,447	77,261,697
本年収入額	22,563,760	20,612,010
3 本年収入の内訳		
寄附	24,322,456	20,370,706
政治団体分	24,322,456	20,370,706
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
自由民主党新潟県参議院選挙区第二支部	22,322,456 新潟市中央区	18,370,706 新潟市中央区

◎新潟県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和3年11月26日付け新潟県選挙管理委員会告示第92号の一部を次のとおり改める。

令和5年4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和5年2月17日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第一選挙区支部

(報告年月日 令和3年3月2日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	3,530,750	2,750,000
本年収入額	3,530,750	2,750,000
3 本年収入の内訳		

個人の党費・会費	(605人)	780,750	
----------	--------	---------	--

訂正報告年月日 令和5年2月17日
 政治団体の名称 塚田一郎後援会
 (報告年月日 令和3年5月6日) 中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	57,815,572	55,863,822
前年収入額	34,258,829	32,307,079

◎新潟県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和4年11月29日付け新潟県選挙管理委員会告示第110号の一部を次のとおり改める。

令和5年4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和5年3月29日
 政治団体の名称 自由民主党新潟県三条市第一支部
 (報告年月日 令和4年2月5日) 中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	34,400	206,400
本年収入額	34,400	206,400
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(51人)	172,000

訂正報告年月日 令和5年2月17日
 政治団体の名称 自由民主党新潟県第一選挙区支部
 (報告年月日 令和4年3月1日) 中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	43,069,786	42,289,036
前年収入額	1,033,150	252,400

訂正報告年月日 令和5年2月17日
 政治団体の名称 塚田一郎後援会
 (報告年月日 令和4年4月25日) 中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	44,500,056	42,548,306
前年収入額	36,353,280	34,401,530

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第3号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定により委嘱した令和5年4月6日現在の新潟県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

令和5年4月18日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

氏名	現職	略歴

櫻井 英喜	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 香子	新潟大学法学部 准教授	さいたま地方検察庁 検事
田中 恒彦	新潟大学教育学部 准教授	滋賀医科大学 特任助教
岩淵 浩	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
目黒 千早	—	新潟県農林水産部長
橋本 義明	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 特別執行委員	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 書記長
桑原 典子	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 副事務局長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 新潟県支部 参与
牧野 茂夫	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 会長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長
飛田 博之	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組 合同盟 新潟県支部長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 福島県支部長
中村 昇	JAM新潟 財政委員長	同左
徳武 裕一	(一社)新潟県経営者協会 専務理事	(一社)新潟県経営者協会 事業推進部長
酒井 春男	—	ダイニチ工業(株) 顧問
廣澤 藤幸	—	(株)福田組 監査室参与
小出 清	北陸ガス(株) 取締役総務部長	北陸ガス(株) 長岡支社長
樋口 宏子	双峰通信工業(株) 専務取締役兼総務部長	双峰通信工業(株) 取締役総務部長
関根 慶一	新潟県労働委員会事務局長	新潟県知事政策局参事(秘書課長)
佐藤 正美	新潟県労働委員会事務局総務課長	新潟県議会事務局総務課参事(総務課 長補佐)